

資料編

## 資料 1 別府市環境基本計画の推進組織

### (1) 別府市環境保全審議会

別府市環境保全審議会は別府市環境保全条例第 108 条に基づき、下記の 20 名の委員によって構成されています。

#### (別府市環境保全条例抜粋)

##### (設置)

第 108 条 自然環境及び生活環境の保全に関する重要な事項を調査審議するため、別府市環境保全審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

##### (組織)

第 109 条 審議会は、委員 20 人以内を持って組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市議会の議員
- (2) 学識経験のある者
- (3) 民間団体の代表者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 市の職員

#### 別府市環境保全審議会名簿

	職業等	氏名
会長	大分県厚生連鶴見病院名誉院長	明石 光伸
副会長	市議会議員	長野 恭紘
委員	//	萩野 忠好
//	//	松川 章三
//	//	原田 孝司
//	学識経験者	西田 實
//	//	竹村 恵二
//	//	千野 博之
//	//	刈田 利洋
//	//	江崎 一子
//	大分県別府市医師会	大藪 久憲
//	別府商工会議所	中尾 和博
//	別府市観光協会	古庄 剛
//	別府市農業協同組合	高橋 武良
//	別杵速見森林組合	恒松 貞雄
//	大分県漁業協同組合別府支店	三ヶ尻 正友
//	大分県建設業協会別府支部	後藤 憲志
//	大分県衛生環境研究センター	上田 精一郎
//	大分県東部保健所	樋田 俊英
//	別府市職員労働組合	加藤 美紀

## (2) 別府市エコワーク委員会

別府市エコワーク委員会は「別府市環境施策の推進を図る組織に関する要綱」第2条に基づき、下記の通り組織されています。

(趣旨)

第1条 この要綱は、別府市環境基本計画（以下「基本計画」という。）が定める「望ましい環境像」の実現を目指し、環境施策の推進を図るための組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(エコワーク委員会の設置)

第2条 環境施策の推進を図る組織として、別府市エコワーク委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 基本計画の推進を図るための実施計画の策定及びその進行管理に関すること。
- (2) 市が事業者又は消費者として環境保全に向けた取り組みの率先実行のための行動計画である率先実行計画の策定及びその進行管理に関すること。
- (3) その他基本計画の推進に関すること。

(委員会の組織)

第4条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員会に属すべき委員長、副委員長及び委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長の職務)

第5条 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第6条 委員長は、必要に応じて会議を招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係職員等の出席を求めることができる。

(エコワーク幹事会の設置)

第7条 委員会は、第3条各号に定める所掌事務を処理するに当たり、当該所掌事務を補助するため、委員会に別府市エコワーク幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。

(幹事会の組織)

第8条 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。

2 幹事会に属すべき幹事長及び幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

(幹事会の会議)

第9条 幹事長は、必要に応じて会議を招集し、その議長となる。

2 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事会の会議に関係職員等の出席を求めることができる。

(庶務)

第10条 環境施策推進組織の庶務を処理するため、環境課に事務局を置く。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、環境施策の推進を図る組織に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表第1（第4条関係）

委員長	生活環境部長
副委員長	総務部長
委員	教育長
	水道局長
	企画部長
	ONSEN ツーリズム部長
	福祉保健部長
	建設部長
	議会事務局長
	消防長

別表第2（第8条関係）

部等	課	備考
総務部	財産活用課長	
	契約検査課長	
企画部	政策推進課長	
	自治振興課長	
ONSEN ツーリズム部	観光まちづくり課長	
	温泉課長	
	商工課長	
	農林水産課長	
生活環境部	環境課長	幹事長
福祉保健部	社会福祉課長	
建設部	道路河川課長	
	都市政策課長	
	公園緑地課長	
	建築住宅課長	
	下水道課長	
	建築指導課長	
水道局	管理課長	
教育委員会	学校教育課長	
	生涯学習課長	
	スポーツ健康課長	
消防本部	庶務課長	

(3) 第2次別府市環境基本計画策定の経過

平成22年度

No.	月日	開催した会議	摘要
1	6/2	第1回別府市環境保全審議会の開催	第2次別府市環境基本計画の策定について概要説明
2	4/1～ 7/30	第2次別府市環境基本計画の策定に係る各課の個別施策及び成果目標値について協議	環境実施計画（仮称）として新設した成果目標値について協議
3	7/30	第2回別府市環境保全審議会の開催	本計画の策定について諮問、本計画の概要説明2回目、市の取り組む施策について審議
4	8/19	第3回別府市環境保全審議会の開催	市民・事業者の環境配慮指針について審議
5	10/13	第4回別府市環境保全審議会の開催	前回までの修正について検討、環境実施計画（仮称）について審議
6	11/5	第1回別府市環境保全審議会連絡協議会の開催	本計画の最終調整、環境実施計画（仮称）について再検討、答申書（案）作成について
7	11/18	第5回別府市環境保全審議会の開催	答申書（案）の最終調整
8	11/26	第2次別府市環境基本計画について答申	

## 資料 2 第2次別府市環境基本計画の答申書

別 環 審 第 6 号  
平成22年11月26日

別府市長 浜 田 博 殿

別府市環境保全審議会  
会 長 明 石 光 伸



第2次別府市環境基本計画の策定について（答申）

平成22年7月30日付け別環境第4-0603号にて諮問のあった標記の件について、別府市環境保全条例第108条に基づき慎重に審議を行った結果、計画内容の修正にかかる意見もあり、これらの修正事項を織り込んだ形で、別紙のとおり意見を付して答申します。

(別 紙)

- 1 「環境目標達成プラン」の推進等について
  - ・市は、望ましい環境像「自然・湯けむり・おもてなしが築く“環境みらい都市”別府」の実現、各基本目標の達成を目指すため、市の取組みを進行管理し、新設した「環境目標達成プラン」を着実に実行していくことを求める。
  - ・計画の持続的推進にあたっては、まず市民や事業者が環境問題に関心を持ち自ら環境保全活動を行うことが大切なため、環境新聞やホームページなどの情報伝達媒体を活用し環境情報の提供を進めること。また、多様な環境パートナーシップを通じて、環境保全団体の有機的なつながりを積極的に進めること。
  
- 2 「環境目標達成プラン」の策定について
  - 市の施策を計画的に、着実に実行していくためには、施策の成果目標を示す必要があるため、施策の定量的な目標値を示す環境目標達成プランを新設すること。
  - また、その計画上にある成果目標値については、わかり易い表記に努めるとともに、社会情勢等を鑑み柔軟な対応を行うこと。
  
- 3 市の取り組む施策について
  - ・本市は阿蘇くじゅう国立公園をはじめ多様な自然環境を有しているため、その自然環境を保全し活用しながら、自然と調和した豊かな地域づくりを推進すること。
  - また、湯けむり景観や風情ある温泉街などの歴史的文化的環境にも配慮したまちづくりを進めること。
  - ・別府市観光基本計画、別府市都市計画マスタープランや別府市緑の基本計画の各種事業計画と総合連携させ、「ふらっと歩きたくなるまちづくり」の推進に努めること。
  - ・環境負荷の少ない循環型社会、低炭素社会の構築を目指し、環境にやさしいエコライフスタイルの推進、適正な廃棄物処理や新エネルギーの有効活用などに努めること。
  - ・基本目標「参加」の中に、新たに「環境美化の推進」の項を設け、積極的に市民が参加できる仕組みづくりに努めること。

- ・次世代を担う子どもたちに健全な環境保全意識を持ってもらうため、環境教育及び環境学習の推進に努め、市民・事業者・行政・教育機関が連携しながら積極的な展開を図ること。

#### 4 市民・事業者が行う環境配慮指針について

- ・「ふらっと歩きたくなるまちづくり」や植林運動をはじめとする市民・事業者・行政が一体となって実施する取組みについては、特に環境配慮指針を示して市が誘導し活動が行い易い取組みとさせること。
- ・市民や事業者が行う環境配慮指針については、各主体にとって理解しやすい内容とすること。

#### 5 計画書の作成について

第2次計画書の策定にあたっては、その中身が市民や事業者には十分浸透し理解を得ることが重要であることから、文言の表現や注釈など一般の方にもわかり易い計画書とするとともに、その周知や広報について積極的な活用を求める。

なお、本審議会の審議で提言のあった内容や市民から寄せられた意見に配慮し、各施策や事業の実施にあたり参考とされたい。

## あ 行

### 【ISO14000 シリーズ】

国際標準化機構 (International Organization for Standardization) は 1947 年にロンドンで創設された国際的な標準規格を制定、普及促進させる機関である。日本は 1952 年に日本工業標準調査会が加盟している。ISO は、この機関によって認定された様々な分野の国際的な諸規格である。

ISO14001 などの 14000 シリーズは、環境管理に関する以下に記す 7 分野の総称で、ISO14001 は「環境マネジメントシステム」の「仕様及び利用の手引き」に関する規格である。

- ISO14000 シリーズ  
環境マネジメントシステム
- ISO14010 シリーズ  
環境監査
- ISO14020 シリーズ  
環境ラベル
- ISO14030 シリーズ  
環境パフォーマンス評価
- ISO14040 シリーズ  
ライフサイクルアセスメント (LCA)
- ISO14050 シリーズ  
用語と定義
- ISO14060 シリーズ  
森林マネジメント

### 【アイドリング・ストップ】

大気汚染防止を目的として、自動車の駐・停車中の不要なアイドリングを自粛すること。環境庁では平成 8 年度環境月間を契機に全国的な実践行動としての「アイドリングストップ運動」を提唱している。

### 【アジェンダ 21】

「環境と開発に関する国連会議」において、採択された「持続可能な開発のための人類の行動計画」をいう。今後、各国政府をはじめ、地方公共団体、労働界、産業界、科学的・技術的団体、NGO 等の様々な社会構成主体が、21 世紀に向けてともに連携しつつ、着実に実行に移していくべき様々な課題が 40 章にわたって述べられている。

### 【アメニティ】

魅力ある環境、快適な環境、あるいは環境の快適さ、等と表現される。元来はイギリスにおいて「環境衛生、快適さと環境美、保存の 3 つの相を持つ複合概念」として、都市計画の基本的な思想を表すものとされてきた。わが国では、1977 年の OECD による日本の環境政策に関する報告書が「公害克服後の環境政策に対する真の社会要請はアメニティの増大にある」と指摘し

たことを契機として、環境政策の重要な課題として「アメニティの創造」が強調されるようになった。

### 【維管束植物】

緑色植物のなかまの 1 つ。体中に維管束を持つ植物の総称で、シダ類及び種子植物をさす。維管束とは、茎・葉・根などの各器官を貫いて分化した条束状の組織系で、水分や体内物質移動の経路となる。

### 【ウォーターフロント】

海岸、河岸等の水辺空間、水に面する地域のこと。

### 【NPO】

NPO とは Non Profit Organization (民間非営利組織) の略称であり、法人格をもった、公共サービスをしている民間非営利組織のこと。日本では平成 10 年に特定非営利活動促進法により法制化された。保健・医療・福祉や環境保全、災害救援など 17 の分野で活動する団体が含まれる。

### 【オゾン層】

オゾン層は、地球を取り巻く厚さ約 20 km のオゾンを多く含む層で、生物に有害な紫外線の多くは、この層で吸収される。近年、フロンガス等の影響により、オゾン層が破壊され、オゾンホールという現象が南極をはじめ、高・中緯度地域で毎年拡大している。このため、地上に達する有害な紫外線の量が増え、皮膚がんの増加や生態系への影響が懸念される。

## か 行

### 【合併処理浄化槽】

生活雑排水とし尿を合わせて処理する浄化槽をいう。公共用水域に流れ込む汚れの量は、単独処理浄化槽と比べ 8 分の 1 に減少させる性能があり、下水道終末処理施設と同程度の処理水が望める。

### 【環境カウンセラー】

環境保全に関する活動を行おうとする市民や事業者などに、自らの知識や経験を活用して助言等を行う人材を、環境カウンセラーとして登録し、一般に公表することにより、市民や事業者などの環境保全活動を推進することを目的に、環境庁が実施する制度。

### 【環境基準】

人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準。公害対策を進めていく上で、行政上の目標として定められる

ものであり、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音について定められている。直接、工場等のばい煙や排水、騒音の発生を規制する規制基準とは違う。また、国民の健康を適切に保護できる、十分に安全性を見込んだ水準で定められていることから、この基準を超えたからといって、すぐに健康に悪い影響が現れるというものではない。例えば、水質に係る環境基準には、「人の健康の保護に関する環境基準」「生活環境の保全に関する環境基準」、騒音に係る環境基準には、「騒音に係る環境基準」「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」「航空機騒音に係る環境基準」がある。

#### 【環境基本計画】

環境基本法第15条に基づき、政府全体の環境の保全に関する総合的・長期的な施策の大綱などを定めている。21世紀半ばを展望して、環境政策の基本的な考え方と長期的な目標を示すとともに、その実現に向けて、21世紀初頭までの国の施策と地方公共団体、事業者、国民、民間団体に期待される取り組みを体系的に明らかにし、各主体の役割、政策手段のあり方などを定めている。

#### 【環境基本法】

四半世紀の間続いた公害対策基本法にかわって、平成5年11月に新しく制定された環境に関する最上位法。今日の環境問題に適切に対処していくためには、社会経済活動や生活様式を見直しながら、多様な手法を活用することが必要である。環境基本法はこうした観点から環境政策を進めるための新たな枠組みとなるものである。

#### 【環境教育】

人間の活動による自然破壊や環境への負荷が問題となっている現代において、環境の重要性を認識するとともに、環境を保全するための行動が必要であるという意識を広げていくことを目的として、学校、家庭、企業等を通じて行う教育のことをいう。

#### 【環境と開発に関するリオ宣言】

1992年6月にブラジルのリオデジャネイロで開催された「環境と開発に関する国連会議」(UNCED: 別名「地球サミット」)において、「持続可能な開発を実現するための行動原則」として採択された。

それまで、環境と開発は対立するものとしてとらえられる傾向があったが、このリオ宣言では、「環境保全は開発過程の一部としてみなすべきであり、開発から独立したものと考えすることはできない」とされ、環境と開発を結合する視点から議論された。また、地球環境問題の責任については、先進国と途上国との間での議論の焦点の一つとなったが、「地球環境の悪化への異なった寄与の観点から、各国は共通のしかし差異のある責任を有する」とし、先進国も途上国も共通して地球環境保全の責任を有するが、

責任の取り方において先進国と途上国は差異があるという認識が示された。

#### 【環境配慮指針】

地域における環境保全や創造を図る上で、地域の土地利用に係わる行為を行う際に、市民・事業者・市などの各主体が配慮すべき事項を定めた指針。

#### 【環境への負荷】

人間の活動が環境に与える悪影響。「環境基本法」第2条第1項において、「環境への負荷」とは、人の活動により環境に与えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものと定義されている。汚染物質等が排出されることによるもの以外にも、動植物等の自然物が損なわれることによるもの、自然の景観が変更されることによるもの、また、二酸化炭素のように徐々に蓄積して支障を招く可能性のあるものも含まれている。

#### 【環境保全型農業】

農業が有する物質循環型産業としての物質を最大限に活用し、農業が持つ環境保全機能を一層向上させるとともに、環境への負荷をできるだけ減らしていくことをめざすタイプの農業のこと。具体的には、化学肥料や農薬に大きく依存しない、家畜ふん尿などの農業関係排出物をリサイクル利用するなどの取り組みがあげられる。

#### 【環境マネジメントシステム】

環境マネジメントシステムとは、企業等の事業組織が法令等の規制基準を遵守することにとどまらず、自主的・積極的に環境保全のためにとる行動を計画・実行・評価することをいう。そのため、①環境保全に関する方針、目標、計画等を定め、②これを実行、記録し、③その実行状況を点検して方針等を見直す一連の手続きを「環境マネジメントシステム」という。また、こうした一連のシステムの中で、自主的な環境管理に関する計画等の点検作業が「環境監査」と呼ばれる。なお、このシステムの国際規格(ISO 14000 シリーズ)が、1996年9月1日に正式に発行され、それを受けて、我が国でも10月20日にJIS化された。

#### 【協働】

まちづくりや環境に関する協力体制を示す言葉で、ここでは市民・事業者・行政が、環境改善についてともに考え、ともに取り組みを進めていくことを表す。

#### 【グラウンドワーク】

1980年代に英国の都市周縁部(アーバンフリンジ)で始まった、パートナーシップによる地域での実践的な環境改善活動。地域を構成する住民・企業・行政の三者が協力して専門組織(グラウンドワークトラスト)を作り、身近な環境を見直し、自らが汗を流して地域の環境を改善

していくもの。グラウンドワークには、自然環境や社会活動における「よりよい明日に向かっての環境改善活動」とわたしたちの生活における「現場での創造活動」という意味が込められている。

#### 【グリーン購入】

市場に供給される製品・サービスの中から環境への負荷が少ないものを優先的に購入すること。

#### 【公害対策基本法】

1967年8月に制定され、初めて大気汚染・水質汚濁などの典型7公害を公害として定義し、公害の原因となる事業者・国・地方公共団体の責務、環境基準の設定などを定めた。従来、発生源の工場について個別に問題視していた規制基準を、一定地域を単位とした環境基準で規制し、公害防止の責任を事業者に限って、防止事業の費用負担の原則を規定した。この法律をうけて、1970年の公害国会では、大気汚染防止法など公害14法が制定・改定され、翌1971年には統一的な公害行政を行うため環境庁が設置された。本法は、1993年11月には廃止され、環境基本法にとって代わられた。

#### 【光化学オキシダント】

大気中の窒素酸化物や炭化水素が、太陽光線によって複雑な光化学反応を起してつくられるオゾン、PAN（パーオキシアセチルナイトレート）などの酸化性物質の総称を光化学オキシダントといい、光化学オキシダントによる大気汚染を光化学スモッグという。特に夏期、日ざしが強く、温度が高く、風の弱い日に発生しやすく、その影響は、目がチカチカする、ノドが痛くなるなどの人的影響のほか、視程障害、植物の葉の組織を破壊するなど広域にわたる。

#### 【公共用水域】

水質汚濁防止法では、「河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他の公共の用に供される水路（下水道法に規定する公共下水道及び流域下水道であって、終末処理場を設置しているもの（その流域下水道に接続する公共下水道を含む。）を除く。）と定義されている。処理場のない下水道は公共用水域となる。

#### 【交通需要マネジメント（TDM）】

自動車利用者の交通行動の変更を促すことにより、都市または地域レベルでの道路混雑を緩和する手法の体系であり、狭義にはピーク時間帯での一人乗り車通勤を減らすための交通関連施策として捉えられている。例えば、自動車の効率的利用（共同輸配送等の新しい流通体系の導入や相乗り等の促進等）、手段の変更（公共交通の利便性向上）、時間の変更（フレックスタイムなどの導入による交通量の平滑化）等。

#### 【コージェネレーション（熱電力供給システム）】

一つのエネルギー源から熱と電気など二つ以上の有効なエネルギーを取り出して利用するシステムのことで、たとえば、石油や天然ガスなどの燃料を燃やして得た熱をピストン・エンジンやガスタービンなどを用いて動力や電力に変換し、その排熱（未使用熱）をプロセス蒸気や冷暖房、給湯などの熱源として利用するシステムである。これらのシステムでは、総合熱効率が80%以上になる。

#### 【こどもエコクラブ】

環境省が全国の小中学生を対象に加入を呼び掛けている、自主的に環境に関する学習・活動を行うクラブで、数人から20人程度の仲間とその活動を支える大人（サポーター）で構成される。環境庁では、クラブの子ども達が地域の中で楽しみながら環境に関する学習・活動を展開できるよう、環境学習プログラムや分かりやすい環境情報の提供等を行っている。

#### 【コンポスト化】

家庭から排出される生ごみや下水汚泥、家畜のふん尿等の有機物を原料に微生物の働きで発酵、分解して堆肥とすること。

## さ 行

#### 【酸性雨】

主として石油、石炭などの化石燃料の燃焼により生ずる硫酸酸化物や窒素酸化物などが大気中で硫酸や硝酸に変化し、雨等に溶けて生じるpHの低い降水物をいう。広義には、霧や雪を含む湿性沈着及びガスやエアロゾルの形態で生じる乾性沈着を含める。

#### 【COD】

COD（Chemical Oxygen Demand；化学的酸素要求量）とは、水中の有機物を酸化剤によって酸化する際に消費する酸素量であり、代表的な海域の水質指標として用いられている。

値が高いほど有機物等が多量に含まれており、汚濁度が高いことを示す。

#### 【自然エネルギー】

石油や石炭によるエネルギーは大気汚染や地球温暖化の原因となる物質を排出し、環境に負荷を及ぼす。これに対して、太陽エネルギー、風力エネルギー、バイオマスエネルギー、潮力エネルギーなどは、環境への負荷が少ないことから自然エネルギーまたはクリーンエネルギーと呼ばれている。

#### 【自然環境保全法】

昭和46年に環境庁が設置されたのを機に、国土全般にわたる自然環境の保全の基本方針を明らかにすることなどを目的に制定された法律である。自然環境保全法は、自然環境保全基本

方針の閣議決定、自然環境保全基礎調査の実施等の基本法的性格の部分と自然環境保全地域等の指定の実施法的性格の部分の2つからなる。

#### 【湿地の保全】

過湿であるため、陸生の植物が生育できずこれに適した湿生植物が生育している。人為的影響が広範囲に及んでいる今日では、湿地そのものが減少していることから、湿生植物も貴重になっており、生物多様性の維持という観点から保全が求められている。

#### 【種】

生物分類の最も基本的な単位。種の多くは形態の特徴の違いだけでなく、繁殖の際の独立性（他の集団の間で繁殖・交配しないこと）や地理的な分布、遺伝的特性なども考慮して決められている。

#### 【循環型社会形成推進基本法】

廃棄物対策とリサイクル対策を、総合的・計画的に推進するもの。ポイントは以下の点にある。

・ごみの処理やリサイクルの取り組みの優先順位をはじめ法律で定めた。

①発生抑制、②再使用、③再生利用、④熱回収、⑤適正処分との優先順位

・国、地方公共団体、事業者及び国民の主体の責務を明確にした。

①事業者・国民の「排出者責任」を明確化。

②生産者が、自ら生産する製品等について使用され廃棄物となった後まで一定の責任を負う「拡大生産者責任」の一般原則を確立。

・循環型社会の形成のための国の施策を明示。

- ①廃棄物等の発生抑制のための措置
- ②「排出者責任」の徹底のための規制等の措置
- ③「拡大生産者責任」を踏まえた措置（製品等の引取り・循環的な利用の実施、製品等に関する事前評価）
- ④再生品の使用の促進
- ⑤環境の保全上の支障が生じる場合、原因事業者にその原状回復等の費用を負担させる措置等

#### 【植生】

ある地域に成立している植物の集団。

#### 【親水空間（親水公園）】

水辺に近づける、水を活かした環境整備。水にふれ親しむことができる空間、公園。

#### 【水源かん養林】

森林が有している機能で樹木、落葉及び森林土壌の働きにより、降水を効果的に地中に浸透させ、長期にわたり貯留、流下することにより、洪水調整、渇水緩和等河川流量の平準化を図る。

#### 【生態系】

ある地域に生息する生物群集（同じ場所で生活しているいろいろな種の個体群）とそれを取り巻く無機的環境（気象・土壌・地形・光・温度・大気など）をあわせたひとつのまとまり。

#### 【生物多様性条約】

1992年5月に採択され、2009年12月10日現在、日本を含む192カ国とECがこの条約に入り（米国は未締結）、生物多様性の保全、持続可能な利用及び遺伝資源利用から生ずる利益の公正な配分を目的とし、具体的な取り組みが検討されている。2010年10月にはその第10回締約国会議（COP10）が名古屋で開催され名古屋議定書と愛知目標が採択された。

## た 行

#### 【第1次産業、第2次産業、第3次産業】

業態の似かよった各活動分野の単位。第1次は農林水産業、第2次は鉱業・建設業・製造業、第3次は運輸・金融・商業・サービス業など。

#### 【ダイオキシン類】

ダイオキシンとは、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシンのことをいい、塩素数及び置換位置により75種の同族体が存在するが、これらのうち、2, 3, 7及び8の位置が塩素置換した異性体の毒性が最も強い。ダイオキシンと同様の性質を持つ化合物にポリ塩化ジベンゾフランがあり、塩素数及び置換位置により135種の同族体が存在する。ダイオキシンとポリ塩化ジベンゾフランを総称して、ダイオキシン類と呼んでいる。

慢性毒性では皮膚炎、肝臓障害、奇形児やがん発生が懸念される。ごみ焼却場において廃棄物中の塩化ビニル樹脂や有機塩素製品などを燃やしたときにダイオキシンが生成されることが確認されている。

#### 【地球温暖化】

地球の温度は、太陽の日射熱と地球から宇宙へと放出される熱とのバランスにより一定を保っている。ところが、大気中には地球から放出される熱を逃がしにくい二酸化炭素、メタン、フロン、亜酸化窒素などの温室効果ガスが含まれている。これらが増えすぎると、宇宙空間へ放出される熱が地表面に戻され、地上の気温が上昇すること。

#### 【地球温暖化防止京都会議（COP3）】

2000年以降の地球温暖化対策の国際的な取り組みと、先進諸国の具体的な温室効果ガス削減目標について、法的拘束力のある議定書を取りまとめることを目的とし、1997年12月1日～10日にかけて、京都において開催された。最終的には、CO<sub>2</sub>をはじめとする6種類の温室効果ガスを対象とすること、2008～2012年にいわゆる

西側先進諸国全体で1990年比5.2%の削減を行うこと（日本6%、米国7%、EU8%）などを決めた「京都議定書」が採択された。

#### 【窒素酸化物】

石油や石炭などの窒素分を含んだ燃料の燃焼により発生する。窒素酸化物は高温燃焼の過程でまず一酸化窒素（NO）の形で生成され、これが大気中に放出された後、酸素と結びついて二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）となる。この反応はすぐに起こるものでないことから、大気中ではその混合物として存在している。二酸化窒素は高濃度で、呼吸器に好ましくない影響を与える。

#### 【低公害車】

大気汚染物質の排出や騒音の発生が少ない、従来の自動車よりも環境への負荷が少ない自動車の総称。主に、ガソリンや軽油にかわる燃料をエネルギーとする自動車のことで、電気自動車、メタノール車、天然ガス車をいう。また、制動時に生じる運動エネルギーを電気または油圧ポンプに回収蓄電・蓄積する補助動力を備えたハイブリッド車も低公害車である。

#### 【透水性舗装】

舗装帯の貯留と路床の浸透能力によって、雨水を地表へ浸透させる舗装のことで、雨水の流出抑制や地下水のかん養などの効果がある。

## な 行

#### 【内分泌かく乱化学物質】

動物の生体内に取り込まれた場合に、本来、その生体内で営まれている正常なホルモン作用に影響を与える体外から取り込まれる物質をいう。ダイオキシン、DDT、PCB、ポリ塩化ジベンゾフランなどの有機塩素系物質、ポリカーボネート樹脂の分解生成物ビスフェノールAなど、女性ホルモンのエストロゲンと酷似した作用がある物質が指摘されている。環境ホルモンは生物によって分解されないため長期間にわたり環境中に残留し、生物に取り込まれると体内に蓄積して外界に比べて高濃度になる（生物濃縮）。しかも食物連鎖を通して上位の捕食者になればなるほど生物濃縮が進み、ホルモンの分泌異常を起こして正常な代謝機能を攪乱し、生殖機構を破壊するなど深刻な症状を引き起こすといわれている。

#### 【二酸化窒素】

石油や石炭などの窒素分を含んだ燃料の燃焼により発生する。高温燃焼の過程でまず一酸化窒素の形で生成され、これが大気中に放出された後、酸素と結びついて二酸化窒素となる。呼吸器系に好ましくない影響を与える。

## は 行

#### 【パートナーシップ】

市民、行政、企業、NPO等の各主体が公平で平等な関係を築き、公平な役割分担のもとに連携して環境保全に取り組むこと。

#### 【BOD】

BOD（Biochemical Oxygen Demand；生物化学的酸素要求量）とは、水中の有機物を好気性バクテリアが酸化分解するのに要する酸素量であり、代表的な河川の水質指標として用いられる。値が高いほど有機物等が多量に含まれており、汚濁度が高いことを示す。

#### 【ビオトープ（Bio-top）】

ドイツ語で「ビオ」は生物、「トープ」は場所を指し、「野生生物の生息空間」を意味する。なお、ビオトープは生態学的には生物の生息に必要な最小単位の空間のこととされている。一般にはトンボ池などある程度のまとまりのある生息地としてやや緩やかな意味で使われ、さらに地域的な広がりをもつ生息空間などとして、幅広く使われる場合もある。

#### 【フェアトレード】

フェアトレード（公正貿易）は、開発途上国の生産者の経済的自立の支援につながり、環境への負荷を与えず環境を自らの手で管理できるように、商品先進国の消費者が購入し、途上国の生産者が正当な利益を得よう保証する貿易形態。商品は手織り・手編み・草木染めの衣類、無農薬および有機栽培の食品、手すきの非木材紙や再生紙を使った製品、野生の豊富な素材を使った手づくりの日用雑貨などが多く、より多くの生産者たちに雇用を生み出すことで生活と環境を守ることにつなげていくものである。

#### 【浮遊粒子状物質（SPM）】

大気中に浮遊する粒径が10μm以下の物質。ディーゼル車の排出ガス、工場のばい煙、道路粉塵等が主な原因とされ、人の気道や肺胞に沈着し、呼吸器疾患を起こす。環境基準が定められている。

#### 【フロン】

我が国のみが使用している呼び名で、炭化水素に塩素、フッ素が結合した化合物（フルオロカーボン）をいう。スプレー噴霧剤、冷却剤、潤滑剤、殺菌剤、溶剤などとして使われる。上層大気中で分解されたとき放出する塩素がオゾンと反応するので、オゾン層を破壊することが知られている。

#### 【ポケットパーク】

「ベストポケットパーク：vest pocket park」の略で、チョッキのポケットほどの公園という

意味である。わずかなスペースを利用して都市環境を改善しようとするものである。

ニューヨーク・マンハッタンのペーリーパークが祖といわれ、都心部の中高層ビル街の一角につくられる小さな公園をいうことが多い。この種のポケットパークは、都市計画法に基づく特定街区や建築基準法に基づく総合設計などによる公開空地などが該当する。

最近では、密集した住宅地の中にもうけられた小公園をポケットパークということも多い。こうしたポケットパークは、市街地住宅密集地区再生事業や地区環境総合整備事業などによって整備される。

## や 行

### 【容器包装リサイクル法】

家庭から排出されるびん、缶、袋などの容器包装は、容積でゴミ全体の約6割、重さで約2～3割と相当部分を占めており、これらの容器包装のリサイクルはゴミの量を減らす上で大きな効果がある。このため、容器包装のリサイクルを進めるため、容器包装リサイクル法が平成7年6月に制定されている。

容器包装リサイクル法では、消費者は、缶、びんなどの容器包装を地域によって決められた方法で種類別に分けて排出、市町村は種類別に分別収集する役割を担い、容器包装のメーカー及び容器包装を使った商品を販売したメーカーは分別収集されたものを再商品化する義務を負うこととされている。

## ら 行

### 【ライフスタイル】

生活様式、生きざま。大量生産・大量消費・大量廃棄型社会の今日では、自分に合った生活様式、多様な生活様式が好まれ、このような個性的な生活様式（ライフスタイル）が環境問題との関わりが深い。

### 【リサイクル (recycle)】

再循環させること、再生利用することという意味から、もう一度資源として利用し再生して使用することを意味する。

### 【リデュース (reduce)】

減少する、下げるという意味から、ゴミの発生源となる行動を抑制し、根本からゴミの減量をすること。

### 【リユース (reuse)】

再び利用すること、再利用を意味することから、製品をそのまま、もしくは修理するなどして再び使用すること。

### 【ローカルアジェンダ 21】

1992年の地球サミットにおいてリオデジャ

ネイロ宣言を遵守・実行するために採択された行動計画「アジェンダ 21」を基本として、地方公共団体における持続可能な開発の実現に向けた行動計画。アジェンダ 21は、貿易・貧困・人口・健康など経済社会問題、大気・水質・森林などの資源保全の方法、自治体・産業界・NGO・技術団体などの役割、資金や技術の移転、国際法の整備などについて、40章115項目にわたって具体的な取り組み方を定めたもの。地球サミットでは、「1996年までに、各国の地方公共団体の大半は『ローカルアジェンダ 21』について合意形成すべきである」とされている。

**別府市環境基本計画（第2次）**

発行年月：平成23年3月

発行：別府市 生活環境部 環境課

〒874-8511 大分県別府市上野口町1番15号

TEL(0977)21-1134

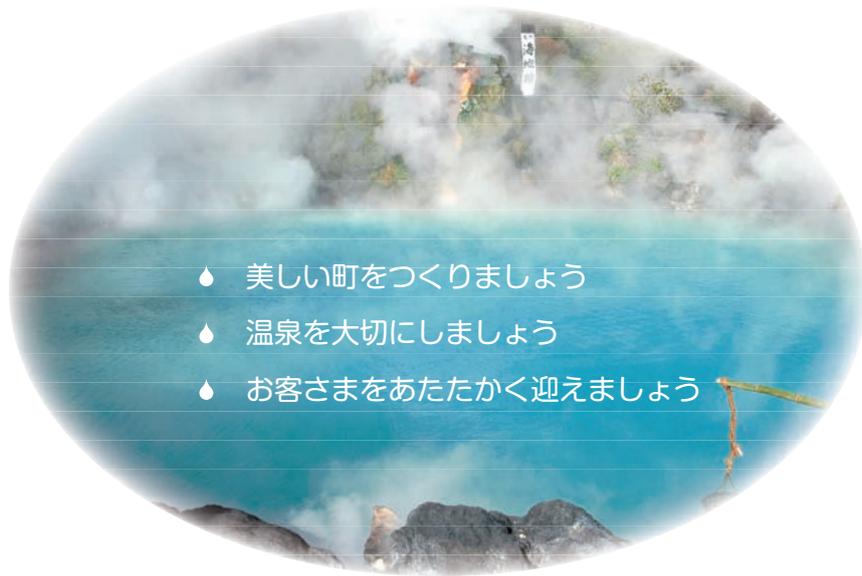
FAX(0977)21-1105

E-MAIL:env-le@city.beppu.oita.jp

印刷所：大屋印刷有限会社







- ◆ 美しい町をつくりましょう
- ◆ 温泉を大切にしましょう
- ◆ お客さまをあたたかく迎えましょう

別府市民憲章（昭和 43 年 1 月 1 日制定）